



令和5年度  
東京宝島 産品 Re;プロモーション  
(販売販路拡大事業)  
募集要項

<二次募集>

募集期間 令和5年11月20日(月)～12月1日(金)

東京宝島運営事務局

## 1 はじめに

### ◇ 都における「島しょの魅力再発見とブランド化に向けた取組」

東京の島々は、首都東京にありながら、海、山、星空といった雄大な地域資源や気候風土に由来する個性的な特産品など、魅力ある「宝物」に溢れています。

東京都では、こうした宝物に更なる磨きをかけ、広く発信していくため、ブランディングやマーケティングなどの専門家からなる「東京宝島推進委員会」を立ち上げ、島しょ地域のブランド化に向けた議論を進めてきました。

平成29年12月に東京宝島推進委員会により取りまとめられた「島しょ地域のブランド化に向けた提言」では、東京の島しょ地域を「東京宝島」としてブランド化しその魅力を積極的に発信していくこと、意欲ある事業者を集中的に支援することなど、様々な助言をいただきました。

東京都では、平成30年度から島しょ地域のブランド化に向けた取組を開始し、島しょ地域の特産品事業者の様々な取組のご支援を行ってまいりました。

令和5年度はこれまでの取組を一步進め、島しょ地域のインテリア・ライフスタイルに関する特産品をブラッシュアップし、新しい価値を提案することで更なる魅力の創造、関係人口の創出を行い、各島の活性化につなげる施策を積極的に展開してまいります。

### ◇ 東京宝島産品 Re;プロモーション支援対象者の公募

島しょ地域の魅力発見とブランド化に向けた取組の一環として、新たな消費者層の獲得やインバウンドへの訴求も視野に、島しょ地域のインテリア・ライフスタイルに関する特産品を磨き上げ、新しい価値を提案する取り組みに参加を希望する事業者を「東京宝島産品Re;プロモーション支援対象事業者」として公募・選定し、様々な支援を行ってまいります。

### ◇ 東京宝島産品 Re;プロモーション支援対象者に選定されると

産品Re;プロモーションへの取り組みにおいて、地域の特産品等の磨き上げに知見や実績をもつ、デザインコンサルティング企業によるアドバイスなどの支援を受けることが出来ます。(全3回の商品アドバイス会の実施を予定)

商品アドバイス会で受けたアドバイスを基に、商品の開発を行っていただき、開発された商品はデザインコンサルティング企業の持つ店舗およびECサイトでのテスト販売を行っていただきます。

## 2 公募概要

### ◇ 募集期間

令和5年11月20日（月）～12月1日（金）17時まで

### ◇ 募集团体数

1 事業者程度

### ◇ 募集事業者

東京の島しょ地域に所在し、地域資源や特性を生かす特産品事業者であり、新たな価値創造にむけた特産品の磨き上げを行い、ブランディングや販路拡大に取り組み、意欲を持って生産・販売をする特産品事業者

### ◇ 応募資格

(1)～(8)のすべての事項を満たす事業者（法人又は個人）とします。なお、協同組合等の組織も対象に含みます。

(1) 東京の島しょ地域の地域資源や特性を生かして、特産品の生産・販売を行っている。

(2) 東京の島しょ地域（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村又は小笠原村）に拠点をもち事業活動を行っている。

(3) 外部有識者の意見を取り入れながら、特産品の新たな価値創造を通して積極的に特産品の魅力づくりと発信に取り組む意欲と事業を推進する計画を有している。

(4) (3)で記載した事業計画を着実に遂行するために必要な経営基盤や体制を有している。

(5) 会社経営、事業実施、労働関係法規に関わる関係法令を遵守している。

(6) 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。

(7) 過去に国、都道府県、区市町村との契約や許認可などにおいて、不正等の事故を起こしていない。

(8) 「東京都暴力団排除条例」に規定する、暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではない。

### ◇ 応募から決定までのスケジュール

11月20日（月）～12月1日（金）応募書類提出

12月初旬 一次審査（書類審査）

12月初旬～中旬 二次審査（面接審査）、事業者選定

## ◇ 応募方法

本プログラムへの応募には所定の様式による応募書類の提出が必要です。

### (1) 応募書類の入手

東京宝島公式ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.t-treasureislands.metro.tokyo.lg.jp/>

### (2) 応募書類の作成

下記ア～イの書類を作成、準備してください。

ア. 応募申請書

イ. 企業概要 (グループで応募する場合は全構成事業者分)

### (3) 応募書類の提出

応募書類に必要事項を記入し、以下のメールアドレスまでご提出ください。

メールアドレス : [R5takarajima\\_reproduct@mindshare.co.jp](mailto:R5takarajima_reproduct@mindshare.co.jp)

(東京宝島運営事務局 産品Re;プロモーション担当)

メールをお送りいただく際は、件名に「東京宝島産品Re;プロモーション応募」と記載してください。

### (4) 応募に係る注意事項

- ① 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ② 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守し、本事業の運営の目的以外には使用いたしません。
- ③ 応募用紙に記載した事業内容については、今後の事業の実施方針となります。選定後に、応募事業者の都合で取組内容を変更する場合は、事前に東京都の承認を受ける必要があります。
- ④ 以下に該当する場合は、選定の対象となりません。また、選定後に以下に該当することが判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
  - ・ 応募資格を満たさなくなった場合
  - ・ 応募書類に記載された内容が、虚偽又は公序良俗その他法令の定め反する、もしくは著作権その他第三者の権利を侵害していることが認められた場合
  - ・ 東京都の承認を得ず、応募事業者の都合により応募書類に記載された内容を大幅に変更した場合
  - ・ その他、本事業への参加が不適切だと東京都が判断した場合

## ◇ 審査・選定

応募書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を行い、決定します。

### （1）審査方法

#### ① 一次審査（書類審査）

応募書類に基づき、応募資格に合致しているか審査し、二次審査の対象とする事業者を選定します。

#### ② 二次審査（面接審査）

一次審査を通過された応募事業者に対して、WEB会議ツールを用いたオンライン面接を実施します。

面接日時などについては、書類審査を通過された応募事業者に対して、個別にご連絡をいたします。

なお、面接は応募書類に記載した事業計画についてのプレゼンテーション等による説明を質疑応答により行います。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づき、総合的に評価を行います。

- ① 応募資格を満たしているか
- ② 対象となる特産品に地域性・独自性・優位性・市場可能性があるか
- ③ 本取組への参加を通じ、今後の特産品の新たな価値創造に積極的に取り組み、継続的に特産品の魅力向上のブラッシュアップに自発的に取り組む意欲があるか
- ④ 本取組で開発した商品を広く発信し、今後も継続して販路拡大（インバウンドを含む）に取り組む意欲があるか
- ⑤ 東京宝島ブランドの担い手としての取組意欲やこだわり、個性など、適性があるか
- ⑥ 事業計画、実施体制の妥当性と事業の継続性など、特産品のRe;プロモーションへ取り組む環境が整っているか

### （3）結果の通知

一次審査の決定については12月初旬頃、二次審査の結果については12月中旬頃を目途にEメールにてお知らせする予定です。

#### (4) 審査・選定に係る注意事項

- ・ 審査の経過、内容等については非公表とします。お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 審査にあたって追加資料の提出、説明及び追加ヒアリングをお願いする場合があります。
- ・ 選定された場合、応募事業者名や対象となる特産品等の名称等を公表します。
- ・ 応募内容については、東京都支庁及び町村に共有させていただきます。

#### ◇ 選定後の支援

選定された支援対象事業者には、以下の支援を都が実施します。

##### (1) 支援内容

- ① デザインコンサルティング企業による商品アドバイス会の開催（全2回予定）  
専門的な知見を有するアドバイザーによる商品開発や開発する商品の効果的な発信手法などに関する助言を行います。
- ② デザインコンサルティング企業のもつ店舗及びECサイトでの開発商品のテスト販売  
店舗及びECサイトで、開発された商品のテスト販売を行う機会を設けます。
- ③ 開発された商品の販売に関する権利の調整  
本プログラムで開発された商品が、プログラム終了後も支援対象事業者が独自の販路で販売が可能なように権利関係の調整を支援します。
- ④ プロモーション  
東京都が有する様々な媒体やイベント等を活用し、本事業をPRします。  
また、デザインコンサルティング企業によるプロモーションも予定しています。

##### (2) 実施スケジュール

本プログラムのスケジュールは以下を予定しています。

※スケジュール及び実施内容は変更となる可能性があります。

###### ① 第1回商品アドバイス会

日程：令和5年12月中旬～下旬頃

場所：取組事業者又は取組事業者の所在地近隣の会議室等

内容：特産品の特色や歴史、素材等を基に、特産品の発展可能性を探り、試作品作成に向けた商品開発の方向性の検討を行います。

###### ② 支援対象事業者による商品開発①

期間：令和5年12月下旬頃～令和6年1月中旬頃（約1ヵ月程度）

内容：第1回商品アドバイス会の内容を基に、支援対象事業者は商品の

試作品の開発をしていただきます。

③ 第2回商品アドバイス会

日程：令和6年1月中旬頃

場所：区部内会議室

内容：試作品を基にした商品プレゼンテーションに対する評価会。

商品として販売するにあたっての適切な助言を行います。

④ 支援対象事業者によるテスト販売に向けた販売商品の製造

期間：令和6年1月中旬頃～2月中旬頃（約1ヵ月程度）

内容：テスト販売のために販売商品の製造と販売事業者への商品の発送を行っていただきます。

⑤ 店舗及びECサイトでのテスト販売

日程：令和6年2月下旬～3月初旬

（店頭販売：2週間、ECサイト販売：3週間）

場所：デザインコンサルティング企業のもつ店舗及びECサイト

内容：製造された開発商品をデザインコンサルティング企業のもつ店舗及びECサイトでテスト販売を行います。販売形態は委託販売となります。

⑥ テスト販売のフィードバック会

日程：令和6年3月中旬～下旬頃

場所：オンラインでの開催を予定

内容：テスト販売の結果のフィードバックと今後の販売プロモーションに向けた助言を行います。

### (3) 経費負担

#### ① 支援額

本プログラムに係る一部経費については、選定された対象特産品数と予算の範囲内で東京都と運営事務局で調整し決定します。

なお、申請書類の記載事項が事実と異なっている、または実施を伴っていないことが選定後に判明した場合、選定取組としての資格を喪失するとともに、支援に要した費用を返金していただく場合があります。

#### ② 支援対象経費

本プログラムにおいて支援対象とする経費については、以下の通りです。支援対象経費は運営事務局が負担します。(取組事業者に対し補助金等の交付を行うものではありません)

##### (ア) 商品開発に係る材料費・加工費・デザイン費

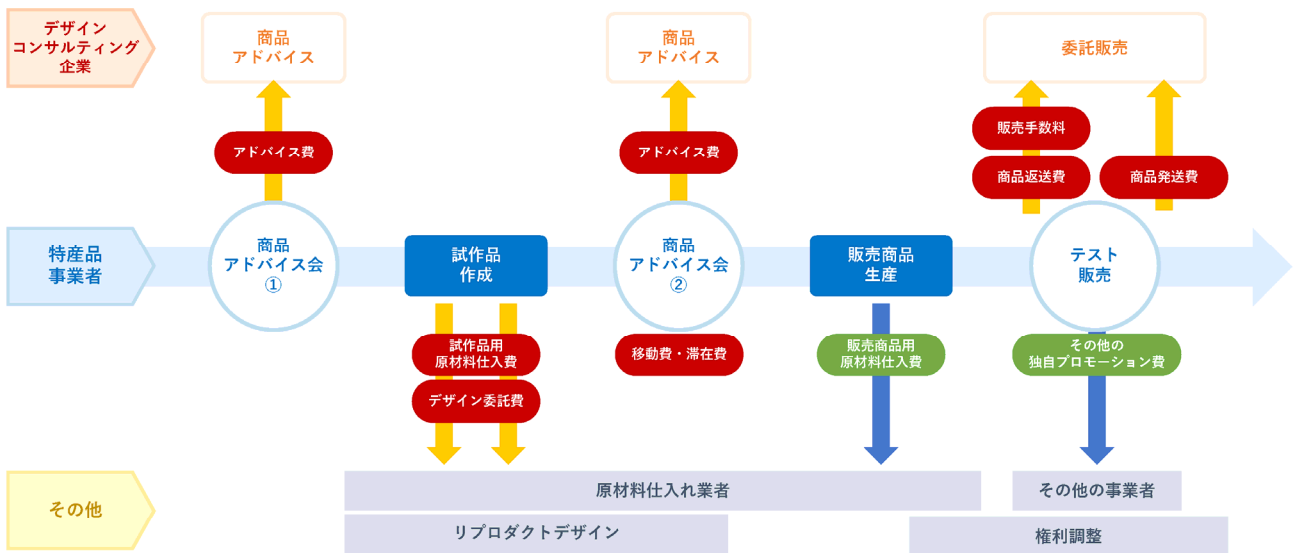
試作品作成における材料費及び加工費、デザイン費

##### (イ) テスト販売に係る商品発送費及び返送費

商品納品の際の発送費及び、販売終了後の返品する際の返送費

##### (ウ) 旅費

商品アドバイス会への参加のために必要な出張に係る経費（上限2名・各行程1名2泊まで）



#### 経費負担区分

##### <事務局負担>

- ・試作品用原材料仕入れ費
- ・デザイン委託費
- ・テスト販売用商品発送費

- ・商品アドバイス会参加費：実費  
(上限2名・1名2泊まで)

- ・開発アドバイス費
- ・テスト販売手数料
- ・テスト販売商品返送費

##### <事業者負担>

- ・販売商品生産費用  
(原材料仕入れ・加工費)
- ・事業外プロモーション費  
(自社Webサイト改修など)



※以下のような経費は対象としません。

- ・ テスト販売に出品する商品の製造費
- ・ 取組事業者自身での販売プロモーションに係る費用  
(自社Webサイト開設・改修 など)
- ・ 取組事業者自身への報酬、謝金
- ・ 建物当施設の建設・改修、恒久的な施設の設置に関する経費、用地取得費
- ・ 耐久消費財や備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)に関する経費
- ・ 取組実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 国、東京都、町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ・ 取組事業者自身の事業における営利のみを目的とした活動に関する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 東京都の基準額を上回る謝金及び賃金費用
- ・ 本プログラムへの申請に要した費用
- ・ その他産品Re;プロモーションと無関係と思われる経費

#### (4) 支援期間

決定通知の日から令和6年3月31日まで

#### ◇ 産品 Re;プロモーションに関する報告

テスト販売終了後に、取組に関する報告をしていただきます。実施内容や実施方法に関しては、東京都と運営事務局が協議の上で定めます。

##### (1) 実施報告書(令和6年3月予定)

開発した商品について、実施報告をしていただきます。実施報告では、報告書を作成し、開発内容や、課題の抽出、今後の取組の方向性などを取りまとめていただきます。

なお、テスト販売終了後に、デザインコンサルティング企業によるテスト販売の結果報告会を予定しています。(WEB会議ツールによるオンラインでの実施を予定)

### 3 その他の留意事項

(1) 本プログラムで開発された商品については、本プログラム終了後も事業者が独自の販路で販売することができます。

#### (2) 東京宝島事業に対する協力

取組事業者に選定された場合、以下の関連事業にご協力をお願いします。各事業の詳細は、運営事務局より個別にご案内します。

(関連事業への参加に必要な旅費等については、運営事務局が負担します。)

- ・ 東京宝島会議（令和6年2月頃を予定）
- ・ 東京宝島事業に関するメディアPR取材対応
- ・ その他関連する事業

(3) 選定された特産品は、東京都が有する様々な広報媒体のほか、イベントやメディア等を通じて広く浸透を図ってまいります。これらについて、東京都の求めに応じて、情報提供や取材対応に可能な範囲で協力していただきます。なお、出願前の知的財産権がある場合など、公表の手法については配慮いたします。

(4) メディア等から本事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に運営事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず運営事務局にその内容を報告してください。また、本事業を町村の広報誌を含む情報発信媒体に掲載しPRする場合、事前に運営事務局までご連絡ください。

(5) 本事業の選定を受けた者は、選定の決定を受けた後、当該事業の内容を変更する場合、又は中止しようとする場合は、事前に東京都の承認を得る必要があります。ただし、軽微な変更や、東京都又は運営事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。

(6) 本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、選定された事業者の責任で行ってください。本事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその費用を負担してください。

### 4 問い合わせ先

本プログラムに関するお問合せは以下までお願いします。

東京宝島運営事務局 産品 Re;プロモーション担当  
TEL: 03-6823-6430（受付時間：平日 10 時～17 時）  
E-mail: R5takarajima\_reproduct@mindshare.co.jp